

# I 老齢給付(基礎年金・厚生年金)の裁定請求

標準コード  
7111

国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書

老齢基礎年金・老齢年金  
老齢厚生年金・特例老齢年金

※裏面には記入しないでください。  
フリガナはカタカナで記入してください。

①作成原因 01

②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲

① 厚生年金保険の記号番号 51 21115125690

② 厚生年金保険(給付)の記号番号 61

③ 国民年金の記号番号 21791112345

④ 生年月日 大昭和 3.5.7 09 05 07

⑤ 氏名 年金 竜夫

⑥ 住所 東久留米 滝山 7-17-21

⑦ 郵便番号 177 00

⑧ 支払機関 東久留米 滝山 簡易

⑨ 配偶者・子

⑩ 配偶者について次の欄に記入してください。

⑪ 公的年金制度等から老齢・遺族または障害の年金を受けていますか。○で選んでください。

⑫ 年金証書の記号番号

様式第101号

⑬ 最初の支給取得年月日

⑭ 最初の支給取得年月日

⑮ 重複記号番号

⑯ 重複記号番号

⑰ 現在、公的年金制度等から年金を受けていますか。○で選んでください。

⑱ 年金証書の記号番号

⑲ 年金証書記号番号

⑳ 他制度満了年月

㉑ 夫のコード

㉒ 請求年月日

㉓ 停止期間

㉔ 請求年月日

㉕ 請求年月日

㉖ 請求年月日

㉗ 請求年月日

㉘ 請求年月日

㉙ 請求年月日

㉚ 請求年月日

㉛ 請求年月日

㉜ 請求年月日

㉝ 請求年月日

㉞ 請求年月日

㉟ 請求年月日

㊱ 請求年月日

㊲ 請求年月日

⑤ 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

① 国民年金法	② 厚生年金保険法	③ 協賛保険法 (昭和61年4月以後を除く)
④ 国家公務員共済組合法	⑤ 地方公務員共済組合法	⑥ 私立学校教職員共済組合法
⑦ 農林漁業団体職員共済組合法	⑧ 旧町村職員共済組合法	⑨ 地方公務員の退職年金に関する条例
		⑩ 恩給法

⑥ 住所 (公約年金制加入経過) であるだけなく、正確に記入してください。

自宅の電話番号 (0424)-(67)-(2111)  
勤務先の電話番号 (03)-(3503)-(1711)

氏名	(1) 事業所(組織所有)の名称および 役員であったときはその職名	(2) 事業所(組織所有)の所在地 (または国民年金加入時の住所)	(3) 加入期間または国民 年金の加入期間	(4) 加入していた年 令(特例)の区別	(5) 備考
10	(有) 山田商店	台東区台東2-1	29.4.1から 35.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
2		杉並区高井戸西3-5-6	36.4.1から 38.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
3	東都化学(株)	江東区亀戸5-3-1	38.4.1から 41.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	江東 とる17
4	東都化学(株)大阪工場	大阪市東区谷町9-5	41.4.1から 53.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	大手前 との35
5	東都化学(株)大阪支店	大阪市西区北堀江6-3	53.4.1から 54.6.30まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
6	東都化学(株)東京支店	江東区亀戸5-3-1	54.7.1から 56.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
7			から まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
8			から まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
9			から まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
10			から まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
11			から まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	
12			から まで	1 国民年金 2 厚生年金(特例) 3 厚生年金(特例)併給 4 共済組合	

(6) 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。

1 事業所(組織所有)の名称を記入してください。 名称 **東都化学(株)東京支店**

2 被保険者(社員)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。 記号 **東都DK 番号 1010**

⑦ 個人で保険料を納める第四種被保険者、役員保険の年金任意被保険者であったことがありますが。

「はい」と答えたときは、その保険料を納めた社会保険事務所または自治体の  
徴収主管課の名称を記入してください。 社会保険事務所  
徴収主管課

その保険料を納めた期間を記入してください。 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日

第四種被保険者(役員年金任意被保険者)の実況記号番号を記入してください。 記号 番号

⑧ 現在、次の年金または恩給のいずれかを受けることができる人は、その番号を○で囲んでください。

1 地方公務員の恩給 2 恩給法(執行官法附則第13条において、その例による場合を含む)による普通恩給  
3 日本年金機構の老齢年金または喪失年金 4 旧地方公務員または旧地方公務員共済組合の退職年金給付

⑨ ⑧の期間が3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。

1 配偶者が⑧(国民年金を除く)に示す制度の被保険者または組合員であった期間  
2 配偶者が⑧(国民年金を除く)または⑧に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間  
3 本人または配偶者が⑧(国民年金を除く)に示す制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たした期間  
4 本人または配偶者が⑧(国民年金を除く)または⑧に示す制度から障害年金を受けることができた期間  
5 本人または配偶者が「職資格者親族等退職等退職法の障害年金を受けることができた期間  
6 本人が⑧(国民年金を除く)または⑧に示す制度から遺族に対する年金を受けることができた期間  
7 本人が「職資格者親族等退職等退職法の遺族年金または家族連帯者年金等年金もしくは特別年金を受けることができた期間  
8 本人または配偶者が「職資格者親族等退職等退職法の障害年金を受けることができた期間  
9 本人が「職資格者親族等退職等退職法の遺族年金または家族連帯者年金等年金もしくは特別年金を受けることができた期間  
9 本人が「職資格者親族等退職等退職法の遺族年金または家族連帯者年金等年金もしくは特別年金を受けることができた期間

⑩ ⑧の国民年金に任意加入しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。

1 本人が日本国内に住所を有しなかった期間  
2 本人が日本国内に住所を有した期間であったが日本国籍を有しなかったため国民年金の被保険者とならなかった期間  
3 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間  
4 本人が昭和64年4月以後の期間で下に示す制度の老齢または退職年金等による年金給付を受けることができた期間  
ただし、ウからコに示す制度の退職等年金とする年金給付であつて年金を理由として停止された期間を除く。

7 厚生年金保険法 1 恩給法 9 国家公務員共済組合法  
2 地方公務員共済組合法(イを除く) 8 私立学校教職員共済組合法 10 農林漁業団体職員共済組合法 11 国民年金法  
12 地方公務員共済法 13 地方公務員の退職年金に関する条例 14 執行官法附則第13条

⑪ 国民年金、厚生年金保険または共済組合の障害給付の受給資格者である国民年金の任意加入をした方は、その期間について特別一時金を受けたことがありますか。 1 はい 2 いいえ (11)

⑫ 国民年金法に定められた障害等級に該当する程度の障害の状態にありますか。 1 はい 2 いいえ (11)

⑬ 昭和64年4月1日から昭和67年6月14日までの間に特例に加入したことがありますか。 1 はい 2 いいえ (11)

⑭ 旧厚生年金の旧共済組合の組合員であったことがありますか。 1 はい 2 いいえ (11)

⑮ 生計維持証明

右の者は、請求者と生計を同じうしていたことを申し立てる。  
平成 6 年 5 月 10 日 (証明) 本人

氏名	姓 名	姓 名
請求者 および子	年金 明子	妻

住所 **東京都東久留米市滝山7-17-21**  
氏名 **年金 竜夫**  
(備考)

(注) 1 この申立は、請求者、町内会長、町内会、町内会、町内会、町内会等の第三者の証明に代えることができます。  
2 この申立(証明)には、それぞれの住居の写しを添えてください。

1 請求者によって生計維持していた者について記入してください。 申請理由 \* 社会保険事務所等の障害事項

収入関係

(1) 配偶者について年収は、600万円未満ですか。 ( ) はい ( ) いいえ ( ) 印  
(2) 子(名: )について年収は、600万円未満ですか。 ( ) はい ( ) いいえ ( ) 印  
(3) 子(名: )について年収は、600万円未満ですか。 ( ) はい ( ) いいえ ( ) 印

2 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。  
年収は、600万円未満ですか。 ( ) はい ( ) いいえ ( ) 印

3 上記1および2で「はい」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の支給標準額に満たない場合は、6年以内に600万円未満となる見込みがありますか。 ( ) はい ( ) いいえ ( ) 印

平成 6 年 5 月 10 日 提出

(保険課所—社会保険庁)

老給を支給事由とする年金（老齢年金、遺寡老齢年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）は、所得税法では雑所得として課税の対象となり、その支給のつと源泉徴収されます。

したがって、裁定請求される年金について源泉徴収が行われる際、配偶者控除、扶養控除等相当の控除を受けようとするときは、下記の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」といいます。）を記入のうえ、提出してください。

また、収入が年金のみの単身者の方も申告書の提出ができます。  
 （なお、国民年金の老齢基礎年金のみの裁定請求を行う方は、提出する必要がありません。）  
 記入方法をよく読んで記入してください。

平成 年 月 日交付  
 請求書受付保険課所名  
 保険主管理  
 社会保険事務所  
 裁定予定年月日（地方庁指定分）  
 平成 年 月 日予定  
 平成 年 月 日提出

保険課所記入欄  
 保険課所番号 3  
 裁定請求書の送達番号

裁定請求者記入欄  
 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書  
 (フリガナ) ネンギン ツツオ  
 (氏名) 年金 竜夫  
 (住所) 117-0101  
 東久留米市 滝山 7-17-21  
 (自宅の電話番号) (0424)-(67)-(2111)

扶養親族等の内訳

扶養親族等の種類	扶養親族	本人
① 障害なし	○	○
② 持老	○	○
③ 持老	○	○
④ 持老	○	○
⑤ 持老	○	○
⑥ 持老	○	○
⑦ 持老	○	○
⑧ 持老	○	○
⑨ 持老	○	○
⑩ 持老	○	○
⑪ 持老	○	○
⑫ 持老	○	○
⑬ 持老	○	○
⑭ 持老	○	○
⑮ 持老	○	○
⑯ 持老	○	○
⑰ 持老	○	○
⑱ 持老	○	○
⑲ 持老	○	○
⑳ 持老	○	○
㉑ 持老	○	○
㉒ 持老	○	○
㉓ 持老	○	○
㉔ 持老	○	○
㉕ 持老	○	○
㉖ 持老	○	○
㉗ 持老	○	○
㉘ 持老	○	○
㉙ 持老	○	○
㉚ 持老	○	○
㉛ 持老	○	○
㉜ 持老	○	○
㉝ 持老	○	○
㉞ 持老	○	○
㉟ 持老	○	○
㊱ 持老	○	○
㊲ 持老	○	○
㊳ 持老	○	○
㊴ 持老	○	○
㊵ 持老	○	○
㊶ 持老	○	○
㊷ 持老	○	○
㊸ 持老	○	○
㊹ 持老	○	○
㊺ 持老	○	○
㊻ 持老	○	○
㊼ 持老	○	○
㊽ 持老	○	○
㊾ 持老	○	○
㊿ 持老	○	○

2 扶養親族等の状況  
 (あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、老年者のいずれにも該当しない場合は、下記事項は記入する必要がありません。)

区分	氏名	続柄	生年月日	所得の種類・金額	住所(別居の場合のみ)
控除対象配偶者	年金 明子	妻	11-17-6	0円	
扶養親族	年金 照夫	長男	47-3-2	0円	学生
扶養親族	年金 みち	母	元10-10	0円	
障害者		(普通・特別)	障害者の状況		
受給者本人が老年者の場合(65歳以上である方)		(普通・特別)	障害者の状況		
受給者本人が老年者の場合(65歳以上である方)			年間の所得凡額	万円	

受給者以外の所得者から控除を受ける扶養親族等がある場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。	氏名	続柄	生年月日	控除を受ける他の所得者氏名・住所等

(年金の支払者) 支出官 社会保険庁総務部総務課長

■留意点

請求書の記入は、次のようにします。なお、◆印の付された欄には記入の必要がありません。

①～③の年金手帳の記号番号は、年金手帳（厚生年金保険被保険者証または国民年金手帳等）に書いてあります。

④および⑤の年号は、該当する文字を○で囲みます。生年月日は、たとえば、昭和5年4月6日生まれの場合は、

大	平	年	月	日
3	5	7	0	5
0	5	0	4	0
				6

のように記入します。

⑬、⑭、⑮、⑯および⑰の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入します。

○ フリガナの記入要領

- フリガナは、次の要領で記入します。
- ア 現代かなづかいによります。
- イ カタカナを用います。
- ウ 「キ、エ、ヲ」は「イ、エ、オ」を用います。
- エ 地域的発音（ナマリ）は用いないこと。
- オ 長音符は用いないこと（「イチロー」は「イチロウ」とします）。
- カ カタカナ、ひらがな、変体がな、外国文字にもフリガナを付します。
- （鈴木カナエは「スズキ カナエ」とします）。

2 札幌、仙台、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡および北九州の各市については市名およびそのフリガナは不要。

3 「丁目」、「番地」、「大字」、「字」の文字および数字のフリガナは不要。

4 「銀行」、「金庫」、および「支店」の文字のフリガナは不要。本店の場合は「ホンテン」とします。

印鑑は、印鑑登録がされていないものや年金の支払いを受けるときに使うものでなくともよいことになっています。

「支払機関」には、「金融機関」または「郵便局」のいずれか一方を正しい名称で記入します。

I. 老齢給付（基礎年金・厚生年金）の裁定請求

国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 様式第101号

老齢基礎年金・老齢年金  
老齢厚生年金・待例老齢年金

○ のなかに必要事項を記入してください。  
（◆印欄には、なにも記入しないでください。）  
○フリガナはカタカナで記入してください。



年金コード  
1 1 5 0

請求者  
●基礎年金番号 2 1 1 5 7 2 5 6 9 0  
●生年月日 6 3 5 7 1 2 0 5 0 7  
●基礎年金番号 2 1 1 7 9 1 1 2 3 4 5  
●生年月日 6 3 5 7 1 1 4 0 7 0 5

請求者の氏名・印  
請求者の住所  
住所コード 東久米町 滝山 7-17-21

請求者  
●加入している年金制度の番号  
●加入している年金制度の種別  
●加入している年金制度の種別  
●加入している年金制度の種別

文 献 類  
●年金通帳の記号番号  
●年金通帳の記号番号  
●年金通帳の記号番号

請求者の氏名・印  
請求者の住所  
住所コード 東久米町 滝山 7-17-21

あなた（配偶者）は、公的年金制度等（表3参照）から老齢・遺族または障害の年金を受けていますか。○で選んでください。  
1 老齢・遺族の年金を受けている  
2 障害の年金を受けている  
3 いずれも受けていない  
4 請求中  
年金の種類  
請求者（共済組合名等）  
年金の種類  
年月日  
年金コードまたは年金証書の記号番号

あなたは、現在、公的年金制度等（表3参照）から年金を受けていますか。○で選んでください。  
1 受けている  
2 受けていない  
3 請求中  
年金の種類  
請求者（共済組合名等）  
年金の種類  
年月日  
年金コードまたは年金証書の記号番号

請求者  
●請求開始年月  
●請求停止年月  
●請求再開年月  
●請求停止年月  
●請求再開年月

請求者  
●請求開始年月  
●請求停止年月  
●請求再開年月  
●請求停止年月  
●請求再開年月

請求者  
●請求開始年月  
●請求停止年月  
●請求再開年月  
●請求停止年月  
●請求再開年月

請求者  
●請求開始年月  
●請求停止年月  
●請求再開年月  
●請求停止年月  
●請求再開年月

③ 次の年金制度の被保険者または組合員となつたことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

① 国民年金法 ② 厚生年金保険法 ③ 船員保険法(昭和51年4月以後施行)  
 ④ 国家公務員等共済組合法 ⑤ 地方公務員等共済組合法 ⑥ 私立学校教職員共済組合法  
 ⑦ 農林漁業団体職員共済組合法 ⑧ 旧市町村職員共済組合法 ⑨ 地方公務員の退職年金に関する条例 ⑩ 恩給法

④ 既 既 (公的年金制度加入経過) 自宅の電話番号 (0924)-(671)-(2111)  
 ※ できるだけわかくし、正確に記入してください。 姉妹先の電話番号 (03)-3503-(1711)

(1) 事業所(船舶所有者)の名称および 船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入時の住所	(3) 国民年金または国 民年金の加入期間	(4) 加入していた年 金制度の種別	(5) 備 考
1 (海) 山田商店	台東区台東 2-1	31.4.1.から 35.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
2	杉並区高井戸西 3-5-b	36.4.1.から 38.3.31まで	(国民年金) 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
3 東都化学(株)	江東区亀戸 5-3-1	39.4.1.から 41.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	江東 区 17
4 東都化学(株)大阪工場	大阪市東区石町 9-5	41.4.1.から 59.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	大寺前 ヒコ35
5 東都化学(株)大阪支店	大阪市西区北堀江 6-3	53.4.1.から 54.6.30まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
6 東都化学(株)東京支店	江東区亀戸 5-3-1	54.7.1.から 59.3.31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
7		から	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
8		から	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
9		から	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
10		から	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
11		から	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	
12		から	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合	

⑤ 最後に対策した事業所または現在勤めている事業所について記入してください。

1. 事業所(船舶所有者)の名称を記入してください。 名称 東都化学(株)東京支店

2. 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。 記号 江東東DKD 番号 7010

⑥ 個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意加入被保険者となったことがありますか。

「はい」と答えたときは、その保険料を納めた社会保険事務所または簡易保険の保  
 険支掌課の名称を記入してください。 社会保険事務所  
 保険支掌課

その保険料を納めた期間を記入してください。 昭和 年 月 日から昭和 年 年 月 日

第四種被保険者(船員年金任意加入被保険者)の健康記号番号を記入してください。 記号 番号

⑥ 現在、次の年金または恩給のいずれかを受けられている人は、その番号を○で囲んでください。

1 地方公務員の恩給 2 恩給法(執行官法附則第10条において、その例による場合を含む。)による普通恩給  
 3 日本戦災八幡共済組合の老齢年金または喪失年金 4 旧外地関係または旧陸軍軍医共済組合の退職年金給付

⑦ ②の昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。

1 配偶者が②(国民年金を除く。)に示す制度の被保険者または組合員であった期間  
 2 配偶者が②(国民年金を除く。)または②に示す制度の老齢年金または退職年金を受けられた期間  
 3 本人または配偶者が②(国民年金を除く。)に示す制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間  
 4 本人または配偶者が②(国民年金を除く。)または②に示す制度から障害年金を受けられた期間  
 5 本人または配偶者が「国民年金法」の第11条第1項第2号の障害年金を受けられた期間  
 6 本人が②(国民年金を除く。)または②に示す制度から遺族に対する年金を受けられた期間  
 7 本人が戦前戦中戦後等遺族等補償法の遺族年金または未帰還者遺留家族手当もしくは精神手当を受けられた期間  
 8 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間  
 9 本人が戦前戦中戦後等遺族等補償法の遺族年金または未帰還者遺留家族手当もしくは精神手当を受けられた期間

⑧ ②の国民年金に任意加入しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。

1 本人が日本国内に住所を有さなかった期間  
 2 本人が日本国内に住所を有した期間であつて日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とならなかった期間  
 3 本人が学校教育施設に在学する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間  
 4 本人が昭和61年4月以後の期間で下に示す制度の老齢年金または退職年金を事由とする年金給付を受けられた期間  
 ただし、つらつらに示す制度等の退職を事由とする年金給付であつて年齢を理由として停止されている期間は除く。

ア 厚生年金保険法 イ 恩給法 ウ 国家公務員等共済組合法  
 エ 地方公務員等共済組合法(ケを除く) オ 私立学校教職員共済組合法 カ 農林漁業団体職員共済組合法 ク 国会議員退職年金法  
 ケ 地方公務員の退職年金に関する条例 コ 執行官法附則第10条

⑨ 国民年金、厚生年金保険または共済組合の被保険者または被保険者として国民年金の任意加入をした方は、その期間について特別一時金を受けただことがありますか。 1 はい 2 いいえ

⑩ 国民年金法に定める障害等級に該当する程度の障害の状態にありますか。 1 はい 2 いいえ

⑪ 昭和61年4月1日から昭和61年3月31日までの間に背離に任じていたことがありますか。 1 はい 2 いいえ

⑫ 旧陸軍等の共済組合の組合員であったことがありますか。 1 はい 2 いいえ

生 計 維 持 証 明

右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。  
 平成 9 年 5 月 10 日  
 請求者: 住居 東京都米市 滝山 7-17-21  
 (証明者) 氏名 年金 竜夫  
 (職 名)

氏 名	性別
年金 明子	妻
氏名	
氏名	

(注) 1 この申立は、民生委員、町内会長、事業主、社会保険委員、家主などの第三者の反明に代えることができます。  
 2 この申立(証明)には、それぞれの住民票の写しを添えてください。

1 請求者によって生計維持していた者について記入してください。	家族印	※社会保険事務所等の捺印事項
(1) 配偶者について年収は、850万円未満ですか。 はい ( ) いいえ ( )	( )印	ア 国民年金被保険者(第三号被保険者) イ 加入額または加給年金制対象者 ウ 国民年金被保険者(船員被保険者) エ 国民年金被保険者(船員) オ 国民年金被保険者(船員) カ 国民年金被保険者(船員)
(2) 子(名: )について年収は、850万円未満ですか。 はい ( ) いいえ ( )	( )印	
(3) 子(名: )について年収は、850万円未満ですか。 はい ( ) いいえ ( )	( )印	
(4) 子(名: )について年収は、850万円未満ですか。 はい ( ) いいえ ( )	( )印	
2 請求者によって生計維持していた請求者について記入してください。 年収は、850万円未満ですか。 はい ( ) いいえ ( )	( )印	
3 上記1および2で「はい」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給資格発生時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。 はい ( ) いいえ ( )	( )印	

(注) 平成6年11月3日までに受給額が発生している方は、「600万円未満」となります。 平成 9 年 5 月 10 日提出

(保険課所一社会保険庁)  
老齢を支給事由とする年金(老齢年金、通算老齢年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)は、所得税法では雑所得として課税の対象となり、その支給のつど源泉徴収されます。

したがって、裁定請求される年金について源泉徴収が行われる際、配偶者控除、扶養控除等相当の控除を受けようとするときは、下記の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」といいます。)を記入のうえ、提出してください。  
また、収入が年金のみの单身者の方も申告書の提出ができます。  
(なお、国民年金の老齢基礎年金のみの裁定請求を行う方は、提出する必要がありません。)  
記入方法をよく読んで記入してください。

平成 年 月 日交付  
請求書交付保険課所名  
保険課所  
社会保険事務所  
裁定年度年月日(地方自治区分)  
平成 年 月 日予定

保険課所記入欄  
保険課所符号 3  
裁定請求書の送達番号

裁定請求者記入欄 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 平成9年5月10日提出

1 扶養親族等の内訳

扶養親族等の種類	氏名	性別	生年月日	所得の種別	所得の金額	住所(別居の場合のみ)
① 養育者	年金 明子	女	14-7-6	⑤・別	0 円	
② 配偶者	年金 昭夫	男	50-3-2	⑤・別	0 円	学生
③ 扶養親族	年金 みち	母	4-10-10	⑤・別	0 円	
④ 障害者	年金 竜夫	本人		⑤・特別		障害の状況(注) 3級障害厚生年金

2 扶養親族等の状況  
あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、老年者のいずれにも該当しない場合は、下記事項は記入する必要がありません。

区分	氏名	性別	生年月日	所得の種別	所得の金額	住所(別居の場合のみ)
控除対象配偶者	年金 明子	女	14-7-6	⑤・別	0 円	
扶養親族	年金 昭夫	男	50-3-2	⑤・別	0 円	学生
	年金 みち	母	4-10-10	⑤・別	0 円	
障害者	年金 竜夫	本人		⑤・特別		障害の状況(注) 3級障害厚生年金

交付されている身体障害者手帳等の種類、交付年月日及び障害の種類等を記入してください。

受給者以外の所得者から控除を受ける扶養親族等がある場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。

(年金の支払者) 支出官 社会保険庁総務部経理課長

留意点

請求書の記入は、次のようにします。なお、◆印の付された欄には記入の必要がありません。

①、③の基礎年金番号は、基礎年金番号通知書または年金手帳(厚生年金保険被保険者証または国民年金手帳等)に書いてあります。

②および④の年号は、該当する文字を○で囲みます。生年月日は、たとえば、昭和5年4月6日生まれの場合は、

大	平	年	月	日
3	5	7	0	5
			0	4
				0
				6

のように記入します。

⑬、⑭、⑮、⑰および⑱の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入します。

フリガナの記入要領

- フリガナは、次の要領で記入します。
  - ア 現代かなづかいによります。
  - イ カタカナをを用います。
  - ウ 「キ、エ」は「イ、エ」を用います。
  - エ 地域的発音(ナマリ)は用いないこと。
  - オ カタカナ、ひらがな、変体がな、外国文字にもフリガナを付します。(鈴木カナエは「スズキ・カノエ」とします)。
- 札幌、仙台、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡および北九州の各市については市名およびそのフリガナは不要。
- 「丁目」、「番地」、「大字」、「字」の文字および数字のフリガナは不要。
- 「銀行」、「金庫」、「おまひ」、「支店」の文字のフリガナは不要。本店の場合は「ホnten」とします。
- 印鑑は、印鑑登録されていないものや年金の支払いを受けるときに使うものでなくともよいことになっています。
- 「支払機関」には、「金融機関」または「郵便局」のいずれか一方を正しい名称で記入します。

金融機関の「銀行・金庫・信組」、「本店・支店・出張所」、「信連・信漁連」

国民年金  
厚生年金保険  
**年金給付**  
**業務処理**  
マニュアル

社会保険庁

■業務処理名  
国民年金

### 老齢給付裁定請求書（老齢基礎）

◆見出し	◆手順	◆Point
	<p>【日本国籍を取得した外国人、その他政令で定める人（永住許可者等）の国内外居住期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄本または抄本（国籍取得者に限る）・戸籍記載事項証明書</li> <li>登録原簿記載事項証明書</li> <li>旅券法に規定する旅券（パスポート）のコピー</li> <li>永住許可の旨が記載された在留資格証明書または永住許可書等</li> </ul> <p>【昭和61年3月以前の被用者年金各法の被保険者の配偶者期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書</li> <li>配偶者が共済組合の共済期間であるときは、年金加入期間確認通知書</li> <li>婚姻期間の確認できる戸籍謄本</li> </ul>	<p>離婚や死別等により、配偶者の基礎年金番号の確認が困難な場合は、請求者から提示された戸籍や配偶者の職歴等の中し出をもとに、合算対象期間の確認を行う。（請求者へ配偶者の被保険者記録の提示はしない）</p> <p>氏名索引を行う場合は、請求者に「年金加入期間確認請求書」の記入を求める。（交付はしない）</p>
(5) サービス スタンダード	請求書の受付日より、原則として、おおむね60日（2ヶ月）以内に年金証書を発送することを説明する。また、遅延する場合には、別途通知することを説明する。	
2. 窓口受付	窓口において請求書を受付する場合の対応	
(1) 内容点検	審査時における不備返戻等を事前に防止するため、窓口において点検を行う。	添付書類、窓口装置との確認を行い、各項目に確認印を押印する。
① 記入漏れ等の点検	請求書の必要項目について、記入・押印もれがないか点検する。 記入・押印漏れがあったときは、その場で記入等の補正を求める。 その場で補正できない不備の場合は、請求書を返戻する。 再提出の際は送付でもよいことを説明する。	老齢基礎年金請求者の記録に厚生年金被保険者期間が判明した場合は、老齢厚生年金として受付を変更する。 別途、重複取消に係る届出等が必要な場合は、指示すること。

18

■業務処理名  
国民年金

### 老齢給付裁定請求書（老齢基礎）

◆見出し	◆手順	◆Point
② 添付書類等の確認	<p>請求の際に必要な書類等が添付されていることを確認のうえ、請求書に記入された内容との照合を行う。</p> <p>(ア)年金手帳または基礎年金番号通知書 請求者、配偶者について、制度共通氏名索引照会（旧姓も）を行う。 提示された基礎年金番号以外の記号がある場合、本人記録であるか否かを聴取する。 本人記録である場合、その番号について請求書の所定欄に番号の記入を求める。 <u>窓口装置の記録より、合算対象期間の確認、国民年金第3号被保険者記号との整合性を確認する。</u></p> <p>(イ)戸籍謄本 請求者の氏名、生年月日、配偶者との身分関係等を確認し、請求書の記入内容と一致することを確認する。</p> <p>(ウ)住民票の写し 記載されている住民の居住関係を確認のうえ、請求書に記入された住所と一致することを確認する。</p> <p>(エ)所得証明 請求者が課税加算額の対象者である場合、収入条件等を確認する。</p> <p>(オ)振込先の金融機関通帳 本人名義であること、年金の振込みが可能な金融機関、預金種別であることを確認する。</p> <p>(カ)年金加入期間確認通知書 共済組合等の組合員記録がある場合、年金加入期間記録を確認する。 また、合算対象期間の確認の際にも必要となる。</p>	<p>発行日は受給権発生日以降であることを確認する。</p> <p>添付された証明書の年区分が正しいか確認する。</p> <p>貯蓄口座、ネット銀行の口座には年金の振り込みはできない。</p>
(2) 請求書等の受理		
① 受付印の押印	内容点検等が終了したら、請求書に窓口用受付印を押印のうえ請求書等を受理する。	送付分と窓口受付分とを区別する。



国民年金  
厚生年金保険  
**年金給付**  
**業務処理**  
**マニュアル**

日本年金機構

2010.4

■業務処理名  
国民年金・厚生年金保険

## 老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
(5) サービス スタンダード	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書</li> <li>配偶者が共済組合の加入員であるときは、年金加入期間確認通知書</li> <li>婚姻期間の確認できる戸籍謄本</li> </ul> <p>請求書の受付日より、原則として、おおむね60日(2ヶ月)以内に年金証書を発送することを説明する。 また、遅延する場合は、別途通知することを説明する。</p>	<p>困難な場合は、請求者から提示された戸籍や配偶者の履歴等の申し出をもとに、合算対象期間の確認を行う。(請求者へ配偶者の被保険者記録の提示はしない)</p> <p>氏名索引を行う場合は、請求者に「年金加入期間確認請求書」の記入を求める。(交付はしない)</p>
2. 窓口受付		
(1) 内容点検	<p>審査時における不備返戻等を事前に防止するため、窓口において点検を行う。</p>	
① 記入漏れ等の点検	<p>請求書の必要項目について、記入・押印漏れがないか点検する。</p> <p>記入・押印漏れがあったときは、その場で記入等の補正を求める。</p> <p>その場で補正できない不備の場合は、請求書を返戻する。</p>	
② 添付書類等の確認	<p>請求の際に必要な書類等が添付されていることを確認のうえ、請求書に記入された内容との照合を行う。</p> <p>(ア)年金手帳、基礎年金番号通知書</p> <p>請求者、配偶者について、制度共通氏名索引照会(旧姓も)を行う。</p> <p>提示された基礎年金番号以外の記録がある場合、本人記録であるか否かを聴取する。</p> <p>本人記録である場合、その番号について請求書の所定欄に記入を求める。</p> <p>窓口装置の記録より合算対象期間を確認する。 (「1. 照会対応」、「(4)添付書類の説明」、「①必ず必要となる書類」、「合算対象期間を要するとき」を</p>	<p>再提出の際は送付でもよいことを説明する。</p> <p>添付書類、窓口装置との確認を行い各項目に確認印を押印する。</p> <p>請求者の期間確認の為の配偶者記録氏名索引について委任状は不要である。</p> <p>本人から事業所名、所在地勤務期間を聴取し、合致した場合のみ本人記録とす</p>

■業務処理名  
国民年金・厚生年金保険

## 老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
	<p>参照)</p> <p>(イ)雇用保険被保険者証 請求書に記入された雇用保険被保険者番号と添付された雇用保険被保険者証の番号が一致するかを確認する。 雇用保険被保険者証の交付を受けていない者等については、事由書の添付及びその記入内容を確認する。</p> <p>(ウ)戸籍謄本 請求者の氏名、生年月日、加給年金額(加算額)対象者との身分関係等を確認し、請求書の記入内容と一致することを確認する。</p> <p>(エ)住民票の写し 記載されている住民の居住関係を確認のうえ、請求書に記入された住所と一致することを確認する。</p> <p>(オ)所得証明書 加給年金額対象者がいるとき、請求者が振替加算額の対象である場合、収入要件、生計維持関係等を確認する。</p> <p>(カ)振込先の金融機関通帳 本人名義の口座であること、年金の振込みが可能な金融機関・預金種別であることを確認する。</p> <p>(キ)年金加入期間確認通知書 共済組合等の組合員記録がある場合、年金加入期間記録を確認する。 また合算対象期間の確認の際にも必要となる。</p> <p>請求書に「老齢基礎年金支給繰上請求書」が添付されているときは、請求者に対して一部繰上げか全部繰上げかの確認を行う。 「老齢基礎・老齢厚生支給繰下申出書」が添付されているときは、請求時における繰下げが将来の繰下げかの確認を行う。</p>	<p>る。</p> <p>届出が必要な場合は指示をする。</p> <p>雇用保険の受給記録がある者は窓口装置の記録も確認する。</p> <p>戸籍謄本・住民票の写しの発行日は、年金の受給権発生日以降であり、かつ、提出日から6ヶ月以内に交付されたものであること。(平成17年12月16日庁保険発第1216001号)</p> <p>所得証明の年区分が正しいか確認する。</p> <p>貯蓄口座・ネット銀行の口座には年金の振込みはできない。</p>

■業務処理名  
国民年金・厚生年金保険

### 老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
③ 3号期間の整合性の確認	<p>(ア)第3号被保険者期間があるときは、請求者と配偶者それぞれの【制度】基番(020)処理区分001照会区分コード20(配偶者記録)のハードコピーを出力する。 そのハードコピーにより、配偶者の被用者年金制度の加入状況との突合を実施し、適切な被保険者期間の確認を行ったうえで請求書に添付する。</p> <p>(イ)第3号被保険者の収入が認定基準を超え医療保険の扶養から外れている場合もあるため、【制度】健保・厚年(052)のハードコピーも出力し、医療保険の被扶養者情報(模構で確認できる情報に限る。)の確認を行ったうえで請求書に添付する。</p>	<p>平成6年3月31日庁文発第1411号 平成7年3月29日庁文発第1934号</p> <p>収入は年間130万円未満 (厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)昭和61年3月31日 庁保発第13号</p> <p>第1号被保険者または第3号被保険者に該当する期間について未届であることが確認できた場合は、被保険者種別変更届または3号該当(3号特例)届の提出について案内する。</p>
(2) 請求書等の受理		
① 受付印の押印	内容点検等が終了したら、請求書に窓口用受付印を押印のうえ請求書等を受理する。	送付分と窓口受付分とを区別する。
② 受付控えの交付	サービススタンダード通知に基づく受付控えを作成し、請求者へ交付する。 年金の決定等にかかる処理が遅延する場合は、別途通知を行うことを説明する。	送付による受付分についても、受付控えを送付する。 サービススタンダードについては平成18年3月22日庁保発第0322001号参照のこと。
③ 受付処理簿への入力	進捗管理を行うための受付処理簿に、所定事項を入力する。	
④ 事務センター	年金事務所で受付を行った請求書等については、回付	受付処理簿に回付日を記入

■業務処理名  
国民年金・厚生年金保険

### 老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
一への回付	票、受付処理簿を添付し、決裁のうえ、すみやかに事務センターに回付する。	し、コピーを保管する。(原本は事務センターへ回付する。)
● 回送	県外へ回送しなければならない場合は、回送付箋を添付し、決裁のうえ、すみやかに管轄の事務センターへ回送する。 また、年金相談センターにあつては、すみやかに管轄事務センターへ回送する。	受付処理簿に回送した旨を記入する。 添付書類の確認や内容審査は、請求書を受理した事務所または事務センターで行う。
⑤ 受付件数等のチェック	事務センターは、請求書等が年金事務所から回付もしくは他事務センター、年金相談センターから回送があつた場合には、回付票、受付処理簿、回送付箋等により、受付件数、請求書等のチェックを行う。	
3. 内容審査		
(1) 記入内容等の審査	請求書の各項目の記入・押印漏れ、添付書類や窓口装置による記録との整合性等を確認する。 記入事項の補正を行う場合は、赤色のペンを使用する。 訂正を行う場合は誤記を二線で抹消し、その上部に正しい事項を記入する。	
① 受付年月日	受付印が押印されているか確認する。 受給資格要件たる年齢、資格に達しているかを確認し、受付の日付が受給権発生日以後であるか確認する。 受給権発生日以後5年を経過している場合、時効に関する申立書、もしくは請求遅延に関する申立書が添付されているか確認する。	年金請求書⑥欄
②-1 請求者の年金手帳の	請求者の年金手帳の基礎年金番号が正しく記入されているか確認する。 制度共通氏名索引照会による記録確認が行われている	年金請求書⑦欄 補正等を要する場合は「年金給付関係業務取扱要領

■業務処理名  
国民年金・厚生年金保険

## 老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
<p>基礎年金番号</p> <p>②-2 3号期間の整合性の確認</p>	<p>ことを確認する。</p> <p>基礎年金番号の記入があり、かつ年金手帳の記号番号の記入がある場合は、年金手帳記号番号の登録(統合)処理を行う。</p> <p>基礎年金番号の記入がなく、年金手帳の記号番号の記入がある場合は、基礎年金番号付番(手番)処理を行う。</p> <p>(ア) 第3号被保険者期間があるときは、受付時において、出力したハードコピーに基づき、その配偶者の被用者年金制度の加入状況との突合を実施し、適切な被保険者期間の確認を行う。</p> <p>(イ) 第3号被保険者の収入が認定基準を超え医療保険の扶養から外れている場合もあるため、受付時において出力された【制度】健保・厚年(052)のハードコピーに基づき、医療保険の被扶養者情報(機構で確認できる情報に限る。)を確認する。</p>	<p>(認定編)第3節「被保険者記録の整備」に基づき処理を行う。</p> <p>平成6年3月31日庁文発第1411号</p> <p>平成7年3月29日庁文発第1934号</p> <p>収入は年間130万円未満 (厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)昭和61年3月31日 庁保発第13号</p> <p>第1号被保険者または第3号被保険者に該当する期間について届出漏れがないか確認する。</p>
<p>③ 配偶者の年金手帳の基礎年金番号</p>	<p>配偶者の基礎年金番号が正しく記入されているか確認する。</p> <p>基礎年金番号の記入があり、かつ年金手帳の記号番号の記入がある場合は、年金手帳記号番号の登録(統合)処理を行う。</p> <p>基礎年金番号の記入がなく、年金手帳の記号番号の記入がある場合は、基礎年金番号付番(手番)処理を行う。</p> <p>基礎年金番号および年金手帳の記号番号の記入がない</p>	<p>年金請求書④欄</p>